

介護予防支援事業運営規程

長崎市小島・茂木地域
包括支援センター

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人優輝会が開設する長崎市小島・茂木地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 長崎市小島・茂木地域包括支援センター
- ② 所在地 長崎市田上2丁目2番7号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤。ただし、業務上支障がないため兼務とする）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員
保健師 2名（常勤2名）
介護支援専門員 6名（管理者兼務1名、常勤5名）
社会福祉士 4名（常勤4名）
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝祭日は営業します。）
 - ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - ③ 休業日 日曜日、12月30日から翌年1月3日
- ※ 緊急時及び時間外についても転送電話により対応可能な体制を整備する。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
- ② サービス担当者会議について
 - 1) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ③ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市(高平町、愛宕1丁目、愛宕2丁目、愛宕3丁目、愛宕4丁目、弥生町、東小島町、上小島1丁目、上小島2丁目、上小島3丁目、上小島4丁目、上小島5丁目、桜木町、白木町、八つ尾町、彦見町、三景台町、早坂町、田手原町、田上1丁目、田上2丁目、田上3丁目、田上4丁目、太田尾町、飯香浦町、北浦町、茂木町、宮摺町、大崎町及び千々町)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないため、担当職員でなくなった後においてもこれらの守秘義務について、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 個人情報に記載された資料等の保管については、第3者の目に付かないようにキャビネット内に保管する。また、電子媒体で保存する場合は、パスワードを設定するなど細心の注意を払うと共に、紛失等事故が発生した場合は、長崎市に報告する。
- 5 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長崎市、社会福祉法人優輝会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-------------------------------|
| 平成18年 | 5月 | 1日 | 一部改正 | (事務職員追加) |
| 平成18年 | 7月 | 25日 | 一部改正 | (主任削除、介護支援専門員非常勤追加) |
| 平成19年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数及び事務職員数変更) |
| 平成19年 | 6月 | 5日 | 一部改正 | (保健師及び社会福祉士職員数変更) |
| 平成19年 | 10月 | 1日 | 一部改正 | (非常勤介護支援専門員の削除) |
| 平成20年 | 3月 | 3日 | 一部改正 | (非常勤介護支援専門員の追加、事務職員1名を非常勤職員へ) |
| 平成20年 | 7月 | 1日 | 一部改正 | (非常勤介護支援専門員の追加) |
| 平成21年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (非常勤介護支援専門員職員数変更) |
| 平成23年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (保健師、介護支援専門員及び事務員職員数変更) |
| 平成23年 | 12月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数変更) |
| 平成24年 | 3月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数変更) |
| 平成23年 | 7月 | 1日 | 一部改正 | (保健師職員数変更) |
| 平成24年 | 12月 | 21日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 平成25年 | 2月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 平成25年 | 3月 | 1日 | 一部改正 | (保健師数及び介護支援専門員数変更) |
| 平成25年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数変更) |
| 平成25年 | 7月 | 1日 | 一部改正 | (管理者及び社会福祉士数変更) |
| 平成25年 | 11月 | 1日 | 一部改正 | (保健師職員数変更) |
| 平成28年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (管理者変更、社会福祉士職員数変更) |
| 平成29年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数変更、社会福祉士職員数変更) |
| 平成31年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 令和1年 | 6月 | 30日 | 一部改正 | (保健師職員数変更) |
| 令和2年 | 1月 | 1日 | 一部改正 | (保健師職員数変更) |
| 令和2年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 令和3年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 令和3年 | 8月 | 1日 | 一部改正 | (介護支援専門員職員数変更) |
| 令和3年 | 10月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士・介護支援専門員職員数変更) |
| 令和4年 | 2月 | 1日 | 一部改正 | (保健師職員数変更) |
| 令和4年 | 12月 | 12日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 令和5年 | 4月 | 1日 | 一部改正 | (保健師及び社会福祉士職員数変更) |
| 令和5年 | 5月 | 1日 | 一部改正 | (社会福祉士職員数変更) |
| 令和6年 | 1月 | 1日 | 一部改正 | (事務職員退職・第9条 虐待防止に関する事項追記) |

令和 6年 3月 1日一部改正 (介護支援専門員職員数変更)

令和 6年 4月 1日一部改正 (介護支援専門員職員数変更)